入札公告

令和8年11月9日

下記のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人 国際交流基金
契約担当職
理事　　古屋　昌人

記

１．調達内容

（1）調達件名：公募申請サイト運用・保守業務（令和9～11年度）

（2）業務内容：入札説明書及び仕様書による

（3）契約期間：契約締結日から令和12年3月31日まで

（4）履行場所：入札説明書及び仕様書による

（5）入札方式：一般競争入札（総合評価落札方式〔加算〕）による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

（1）独立行政法人国際交流基金会計細則第16条又は第18条の規定に該当しない者であること。

＜会計細則　抜粋＞

第 16 条　契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第 18 条　契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

（1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（2）令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」におい

てA、B又はC等級を有する者であること。
全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。（独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。
※調達ポータル
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4

(3) JF または外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
(4) JF との契約に関して過去１年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
(5) 本件入札参加を通じて得た本件業務に関する要機密情報の守秘を誓約し、所定の守秘誓約書を提出した者であること。
(6) 応札者は、情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。
(7) 過去5年以内に、本業務対象のシステム（情報蓄積・共有を目的とした利用者2000人以上のシステム）と同等以上のシステムの運用・保守業務を2年以上継続して実施した実績を有すること。
(8) その他、入札説明書、仕様書に定める全ての要件を満たす者であること。

３．入札説明書・仕様書の交付方法及び質問の受付

(1) 交付方法：
交付希望者は、申し込み期間中に、下記９．の連絡先まで電子メールにて交付を申し込むこと。JF所定の守秘誓約書の提出を確認後、ファイル共有リンクにて交付する。
(2) 申し込み期間：令和8年11月9日（月）～ 令和9年1月5日（火）（12時締切）
(3) 入札説明書等に関する質問：
質問期限：令和8年11月30日（月）18時
回答予定日：令和8年12月9日（水）
詳細については入札説明書を参照すること。

４．入札説明会

入札説明会は実施しない。入札への参加を希望する者は、本入札公告及び入札説明書等の内容を十分に確認の上、必要な手続きを行うこと。

５．提案書等事前審査書類の提出およびプレゼンテーションの実施

入札参加にあたっては、提案書等事前審査書類を令和9年1月6日（水）正午までに提出すること。提出された提案書等についてプレゼンテーション（1月13日（水）もしくは1月15日（金）を予定）を実施する。詳細については入札説明書を参照す

ること。

６．入札・開札

（1）日時：令和9年2月5日（金）15時

（2）場所：〒160-0004　東京都新宿区四谷一丁目6番4号　四谷クルーセ
独立行政法人国際交流基金　本部　A3会議室

（3）開札：入札後即時開札する。落札結果はJFのホームページで公表する。

（4）上記入札・開札に立ち会うことができない場合：
郵送等（宅配便等を含む。）による入札書類の提出を受け付ける。その場合、入札書は追跡可能な手段により、下記９．の担当者宛に令和9年2月4日（木）15時までに到着するよう送付し、WEB追跡システム等で到着を確認すること。持参は受け付けない。

７.落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する要件のうち、必須の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

８.契約及び契約条件等

（1）契約書作成の要否：要

（2）契約保証金:免除

（3）その他:入札説明書を参照のこと

９．担当部署及び連絡先

〒160-0004　東京都新宿区四谷一丁目6番4号
独立行政法人国際交流基金　総務部IT企画課
担当：松本、立野、姫田
電子メールアドレス：chotatsu_gi@jpf.go.jp

連絡は原則として電子メールによるものとし、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること
電話：03-5369-6080
※土・日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く平日9時30分～18時

１０．その他

（1）入札、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金：免除

（3）入札の無効：本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する

条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) JFの主要な業務及び事業の改廃などやむを得ない事情が生じた場合には、当該事情に応じて、本契約の全部又は一部の解除等も含め、本契約の変更等を行うことがある。

(5) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。

以　上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

１．公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

(1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人

(2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

２．公表する情報

(1) 法人の名称

(2) 法人の事業概要

(3) 当該在職者の法人における役職

(4) 当該在職者の当基金における最終役職

(5) 直近の会計年度における取引高

(6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

３．提供していただく情報

(1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）

(2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

４．公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内）

以　上